

令和4年 第1回

いなべ市議会 定例会 議案

(追加分)

令和4年第1回定例会提出議案（追加分）

| 議案番号 | 件名 | 議決要領 |
|------------|-----------------------------------|------|
| 議案 第22号 | 工事請負契約の締結について（いなべ市民温水プール（仮称）新築工事） | |
| 議案 第23号 | いなべ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について | |
| 議案 第24号 | いなべ市阿下喜温泉条例を廃止する条例の制定について | |
| 議案 第25号 | 財産の減額貸付けについて（株式会社温泉道場への減額貸付け） | |
| 議案 第26号 | 令和4年度いなべ市一般会計補正予算（第1号） | |
| | 以下余白 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

議案第 2 2 号

工事請負契約の締結について (いなべ市民温水プール（仮称）新築工事)

次のとおり、いなべ市民温水プール（仮称）新築工事の請負契約を締結しようとする。

令和 4 年 3 月 1 5 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

- 1 契約の目的
いなべ市民温水プール（仮称）新築工事
- 2 工事の場所
いなべ市大安町大井田地内
- 3 契約の方法
条件付一般競争入札
- 4 契約金額
1, 5 0 6, 7 8 0, 0 0 0 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1 3 6, 9 8 0, 0 0 0 円)
- 5 契約の相手方
三重県津市北丸之内 1 2 番
株式会社安藤・間 三重営業所
所長 横山 英樹

提案理由

夏場の気温上昇に伴う屋外プールの使用制限に対応し、小学校の水泳授業を安定して実施するとともに、市民の健康増進を図るため、いなべ市民温水プール（仮称）を新築しようとするもので、予定価格1億5,000万円以上の工事の請負契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びこれに基づくいなべ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年いなべ市条例第45号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 23 号

いなべ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

いなべ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 4 年 3 月 15 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

令和 3 年の人事院の給与改定に関する勧告に鑑み、国家公務員における一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されることに伴いこれに準じていなべ市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(いなべ市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 いなべ市職員の給与に関する条例（平成15年いなべ市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(いなべ市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 いなべ市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成15年いなべ市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(いなべ市長、副市長及び教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第3条 いなべ市長、副市長及び教育長の給与及び旅費等に関する条例（平成15年いなべ市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後のいなべ市職員の給与に関する条例第24条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及びいなべ市職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第24条第4項から第6項まで（いなべ市職員の育児休業等に関する条例（平成15年いなべ市条例第30号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第32条第1項から第3項まで又はいなべ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成15年いなべ市条例第22号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第2条の規定による改正後のいなべ市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10の割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- 3 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第3条の規定による改正後のいなべ市長、副市長及び教育長の給与及び旅費等に関する条例第5条の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、222.5分の15の割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 24 号

いなべ市阿下喜温泉条例を廃止する条例の制定について

いなべ市阿下喜温泉条例を廃止する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 4 年 3 月 15 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

指定管理者による管理運営を見直し、温泉施設を民間事業者に長期の貸付けを行うことにより、新たな着想によるサービスの向上、地域の雇用及び新たな需要の拡大並びに財政負担の軽減を図るため、いなべ市阿下喜温泉条例を廃止するについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市阿下喜温泉条例を廃止する条例

いなべ市阿下喜温泉条例（平成18年いなべ市条例第32号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第25号

財産の減額貸付けについて (株式会社温泉道場への減額貸付け)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和4年3月15日提出

いなべ市長 日 沖 靖

1 財産（土地）の表示

所 在 いなべ市北勢町阿下喜788番 外37筆
種 別 土地（いなべ市阿下喜温泉敷地）
細 目 9859.68㎡（合計）

2 財産（建物）の表示

所 在 いなべ市北勢町阿下喜788番地
種 別 建物（いなべ市阿下喜温泉）
細 目 鉄筋コンクリート造1階建 延床面積 2254.22㎡

3 貸付期間

令和6年4月1日から令和26年3月31日まで

4 貸付金額（年額）

本物件により得られた純利益に協議により定める割合を乗じて得た額

5 貸付の相手方

住 所 埼玉県比企郡ときがわ町玉川3700番地

名 称 株式会社温泉道場

代表者 代表取締役社長執行役員兼グループCEO 山崎 寿樹

提案理由

いなべ市阿下喜温泉の有効活用を図るため、土地及び建物を減額して貸付けするについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第26号

令和4年度いなべ市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度いなべ市一般会計補正予算（第1号）を別案のとおり提出する。

令和4年3月15日提出

いなべ市長 日 沖 靖

